社会的保護(社会保障)に関する反復討議についての決議

ジュネーブで2011年に開催された第100回ILO総会は、「公正なグローバル化のための社会正義宣言」に従って、第6議題「社会正義と公正なグローバル化のための社会保障」に基づく反復討議を行い、

- 1. 以下の結論を採択し,
- 2. ILO (国際労働事務局) 理事会に対し,社会的保護(社会保障)に関する反復討議へのフォローアップとして,勧告への必要性を認識する以下の結論に基づき,「社会的保護の床に関する自主的勧告の詳細」と題する基準設定事項を,2012年の第101回ILO総会の議題とし,勧告の採択を目的として一回計議することを要請し.
- 3. ILO (国際労働事務局) 理事会に対し、社会的保護(社会保障)に関する今後の行動策定において、以下の結論に正当な配慮を行うことを要請し、又事務局長に対し、2012~13年の2年間の計画・予算の実施、及び他の資源等の配分時にこれら結論を考慮することを要請する。

社会的保護(社会保障)に関する 反復討議についての結論

政策及び制度的意味

1. 2001年の第89回ILO総会で合意された社会保障に関する新たな合意は、既存の社会保障スキームの適用を受けられない人々に対し、社会保障を供与できる政策及び取組みを最優先することであった。その結果、国際労働事務局は、2003年に「社会保障をすべての人に世界キャンペーン」を開始した。2008年の第97回ILO総会で採択された「公正なグローバル化のための社会正義宣言」は、ディーセント・ワークの実現に向けた取組みの枠組みのもと、そのような保護を必要としているすべての人に社会

保障を拡大するために、政労使が関与することを再 確認した。

- 2. 2009年の第98回ILO総会は、危機対応において社会的保護政策が担う役割の重要性を認識し、さらに「グローバル・ジョブズ・パクト」(仕事に関する世界協定)では、各国に対し基本的な「『社会的保護の床』(social protection floor)を導入し、すべての人に適切な社会的保護を構築するために適切な配慮をする」ことを要請した。2010年9月に開催されたミレニアム開発目標に関する国連総会(MDGサミット)ハイレベル本会議では、「万人に社会的サービスへのアクセスを促進し、社会的保護の床を提供することは、開発による利益を強固なものとし、一層達成するための重要な貢献となり得る」ことを認識し、2009年に国連主要執行理事会(Chief Executive Board)が開始した「社会的保護の床イニシアティブ」を承認した。
- 3. 2007年と2008年に行われた、中南米、アラブ諸国、アジア太平洋におけるILO三者構成地域会議では、社会保障拡大戦略を討議した。国が定義した社会的保護の床を通じて、すべての人に社会保障の適用を拡大することと、包括的制度を通じて社会保障のより高いレベルの漸進的実施を結合させた包括的な二次元的拡大戦略が台頭した。この戦略は、2010年ヤウンデで行われた第2回アフリカ・ディーセント・ワーク・シンポジウムで採択された「社会的保護の床の実施に関するヤウンデ三者宣言」、及び2009年社会保障の適用範囲拡大戦略三者構成専門家会議の議長総括によって保証された。
- 4. 社会保障に関するコンセンサスは、雇用、社会対話、社会的保護、基準と基本的原則と権利という4つの柱を含むディーセント・ワークの実現に向けた取組みによって支持されている。これらの4つの

柱は、不可分なものであり、相互に関連し、互いに 支持し合うものである。社会保障に関する決議は、 この文脈内に位置づけられている。持続可能な社会 保障制度は、公平を伴う生産的経済成長を促進する カギとなる要素である。それらの制度は、ディーセ ント・ワークの実現に向けた取組みのすべての要素 と密接に関連し、法的枠組み内の権利に基づくべき である。結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認 に基づく三者構成主義及び社会対話は、それによっ て労働者が社会保障制度に寄与できる能力を増強す ることを手助けする十分な賃金を確保するための重 要な要素である。労働者はまた、非拠出と拠出スキ ームが相互に補完し、より広範な社会保障制度の持 続可能性にも寄与できる。

社会保障の役割と必要性

- 5. ILO総会は、以下の事項を認識し再確認する:
- (a) 社会保障は人権である。

社会の1メンバーとして、だれもが世界人権 宣言第22項に述べられているように、社会保 障への権利を有する。世界的にみて、女性、男 性そして子供たちの大部分の人々は、適切また は何らかの社会保障にアクセスできていない。 加盟国は、国際労働機関の、「次のことを達成 するための計画…基本収入を与えて保護する必 要のあるすべての者にこの収入を与えるように 社会保障措置を拡張し、且つ、広範な医療給付 を拡張すること…を世界の諸国間において促進 する」というフィラデルフィア宣言における崇 高なる義務を認識することによって、すべての 人に適切な社会保障を達成するというILOのコ ミットメントを確認した。

(b) 社会保障は社会的に必要である。

効果的な国の社会保障制度は、所得保障を提供し、貧困や不平等を防止・削減し、社会的包摂と尊厳を増進させるための強力なツールである。それらは、特にヘルスケアへのアクセスを増強し、所得保障を提供しそれによって教育へのアクセスを促進し、児童労働を削減し、特に最悪の形態の児童労働を撤廃することによって、労働者及び人口全体の福祉を向上させるた

めの重要な投資である。社会保障は、社会の一体性を強め、それによって社会的安寧、包摂的な社会、すべての人にディーセントな生活水準を伴う公正なグローバル化に貢献するものである。

(c) 社会保障は経済的に必要である。

完全で生産的かつディーセントな雇用は、所 得保障の最も重要な源泉である。社会的保護は, 進歩の果実をすべての人が公平に分かち合うこ とを確保するための、カギである。持続可能な 成長には、健康・栄養並びに教育を必要とし、 それが低生産で生計を維持するレベルの活動か ら高生産でディーセントな仕事へ、またインフ ォーマル経済からフォーマル経済への移行を促 進できる。良く設計され、他政策と関連した社 会保障は, 生産性, 雇用可能性を高め, 経済発 展を下支えする。適切な社会保障は、使用者と 労働者双方に対する人的資本投資を高め、変化 に対する労働者の適応力をつけ、グローバル化 で生ずる公平で包括的な構造変化を推進するも のである。社会保障は、危機時における効果的 な自動安定化装置として、経済不況の経済的社 会的影響を緩和し,柔軟性を促進し,包括的成 長へ向けてより早い回復を達成するために貢献 できる。

社会保障拡大戦略

6. 多くの開発途上国は、過去10年間で、社会保障の適用拡大において多大な進展を見た。それらの国々は、社会保障の拡大が可能であることを最もよい証拠として示している。しかし、これらの進展にもかかわらず、より広範囲な社会保障の適用に見る格差は、世界の多くの国々で残っている。地域の中には、人口の大半が社会保障から除外されている所もある。

7. 適用から除外されるリスクは、インフォーマル 経済や非典型雇用就業者、農村や都市部の脆弱な労働者、家事労働者、移民労働者、非熟練労働者、障 害者やHIV/エイズ感染者を含めた慢性病疾患者な ど一定の集団において特に高い。女性は、一生を通 じて被る差別と通常家庭責任とケアの負担を担って いるため、男性より除外される傾向が高い。除外された人々の子供たちは、かれらの将来と社会を弱体化させることになる、健康不良と栄養不良の中で成長することになる。

8. 社会保障の適用範囲の格差縮小は、公正な経済発展、社会的一体性、全ての男女にディーセント・ワークを達成するための最優先課題である。国家の優先課題、行政上の実現可能性と財政面の持続可能性に即した社会保障の拡大をもたらすための効果的な国家戦略は、これらの目的を達成するために貢献できる。国家戦略は、最低限レベルの保護の適用をすべての人々に実現すること(水平的局面)と、最新のILO社会保障基準に導かれるより高いレベルの保護を漸進的に確保する(垂直的局面)ことを達成目標とすべきである。適用拡大の2つの局面は、社会保障(最低基準)条約(第102号、1952年)の必要条件と一貫性を保ち、等しく重要であり、可能であれば同時に追求されるべきものである。

9. 水平的局面は、一生涯にわたり必要とするすべての人が不可欠なヘルスケアを利用しアクセスできること、少なくとも国が定義する最低レベルの所得保障を得られることを確保する基本的社会保障を含む、国家の「社会的保護の床」の早期実施を目標とすべきである。「社会的保護の床」政策は、必要不可欠な財とサービスへの効果的なアクセスの促進を目ざし、生産的な経済活動を促進し、雇用可能性、インフォーマル就業や不安定雇用を削減し、ディーセントな仕事を創出し、起業を促進する他の政策と緊密に連携して実施されるべきである。

10. 万能薬的アプローチは適切ではないため、各加盟国は国情及び労使が参加して定義する優先課題に従って、その「社会的保護の床」を設計し、実施すべきである。これらの保障から生まれる結果は、普遍的性質を有するものの、加盟国は異なる「社会的保護の床」政策の実施方法を見出すことになり、それには万人への給付スキーム、低所得者だけに給付を提供する社会的扶助スキーム、又はそれらの適切な混合策を含むことになろう。計画に実効性をもたせるためには、これらの政策の中に、予防策、給付及び社会的サービスを適度にミックスさせることが必要である。

11. 包括的な社会保障制度を構築するプロセスは、保護の一階部分で終了させることはできない。今後、加盟国における社会保障適用拡大戦略という垂直局面は、まず最初に第102号条約の適用及び給付規定を考慮し、それに向けて進展し、可能な限り多くの人々に早急にインフォーマル経済における就業者の参加を奨励し、漸進的にフォーマル経済へ移行できることを目指した政策に基づいて、より高いレベルの所得保障及びヘルスケアへのアクセスを提供することを目指すべきである。経済が発展し柔軟になるにつれて、人々の所得保障とヘルスケアへのアクセスは強化されるべきである。

12. 社会保障を拡大するための国家戦略は、国の 資源及び一連の必須原則を踏まえたものでなければ ならない。すなわち、差別に対して保護を即時に提 供し、ジェンダー平等、社会経済的適正、権利に基 づく給付、金融及び財政的な持続可能性、国家の全 体責任を伴う良好なガバナンスの促進、労使の継続 的な参加を促進しつつ、普遍的な適用、漸進的な実 現を基礎として進展すべきである。最終的には制度 上及び組織上の問題が、適正な保護を妨げてはなら ない。これらの原則は、国家政策及び戦略決定を主 導するものでなければならない。

13. 社会保障の拡大戦略は、雇用政策と密接に関連している。そのため、加盟国は、持続可能な企業及びディーセントで生産的な雇用の成長に資する経済的社会的枠組みの構築に特別の関心を払うべきである。大規模なインフォーマル経済は、社会保障の適用拡大にとって特別な挑戦となっている。しかしながら、益々多くの発展途上国が、社会保障給付、拠出金及び行政上の手続きを適合させることで、社会保障の適用範囲を、自営業労働者、家内労働者、農村の労働者に徐々に拡大してきている。社会保障において、これらの集団を包摂することは、雇用のフォーマル化に取り組む際のカギとなる要素であり、インフォーマル経済に就業する貧困労働者を税で賄う給付制度に費やされるコストも削減できる。

14. 加盟国は、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行をめざした取組みを継続的に促進することが求められる。社会保障政策はこの目的達成

のために多大な役割を果たす一方、諸政策は財政及び雇用政策と、フォーマル経済へ参加しフォーマル化にかかるコストを削減させるような適切なインセンティブの創出を目的とした行政手続きを開発することによって、補完されなければならない。加盟国は、法令順守の強化に向けた支援、偽装雇用、無申告の事業や仕事を含め、不正や手抜き処理を低減するための適正な労働、税、社会保障の監督体制によって、法的枠組みの促進と実施に取り組むべきである。経済のフォーマル化は、経済の長期的成長にとって不可欠な必要条件の一つであり、社会保障費の拠出者や納税者がより高いレベルの社会保障を受けられるよう、そして拠出能力がない人が保障の適用を受けられるように、国の歳入基盤を増強することになるだろう。

社会保障の持続性の確保と財源

15. 社会保障制度の財政運営に必要な支出は、人々への長期投資である。社会保障に投資しない社会は、健康的かつ生産的労働力の欠如に関連した重大なコストに直面する。一方、社会保障制度を通じた人々への投資は、社会保障費拠出者や納税者としての企業、労働者、世帯その他によって賄われなければならない。そのため、社会及び財政担当者と受給者という異なる集団に対する社会保障制度の短・長期的コストと給付との間に、合理的な均衡が見出されることが不可欠である。

16. 社会保障への関与は、社会的適正及び経済的 適正の両方の見地から、実効性があり低コストな方 法で、目的を達成することが必要である。短期的及 び長期的効果、個々の計画と社会保障制度の効率性 を、労使が恒久的にモニタリングと評価を実行する ことは重要なメカニズムであり、改良や調整が必要 とされるかもしれない。国家が運用する計画の透明 性に関しては、協議と社会対話が適切である。労働 者団体及び使用者団体が関与するスキームの場合、 通常は社会対話と合意が適切である。

17. 様々な発展段階に位置する多くの加盟国は、 包括的な社会保障制度を構築する努力の一部として、「社会的保護の床」のいくつかの要素をすでに 実施してきた。支出の優先順位の変更や、歳入基盤 を広げることで必要な財政的余地を確保するため に、様々な選択肢を採用してきた。持続可能な成長、 経済の漸進的なフォーマル化、生産的な雇用の拡大 は、すべての人に社会保障を拡大するために必要な 財源を確保するうえで、必要不可欠である。

18. 国家の「社会的保護の床」は、長期的持続可能性を確保するために国内の歳入で運営されるべきであるが、短期間にすべての人に社会的保護の床を拡大するには財源が不十分な場合が考えられる。加盟国が社会保障へのプロセスを開始し、持続可能な財政メカニズムの確保と国家の財源基盤の構築にあたり加盟国を支援することに関しては、国際協力が重要な役割を果たすことが可能である。

19. 社会保障制度の持続性は、人口変動の見地から広く議論されている。今後数十年間にわたり、経済に占める保障の割合が増加することは、社会保障制度の持続可能性に懸念を抱かせる。高齢化によって、今後数十年にわたり、年金、医療、長期介護支出は増加するだろう。しかし、事例は、この課題は適切に組織された制度内で運営できることを示している。必要な改革は、もしそれが良く周知された社会対話のプロセスの中に組み込まれるならば、社会的ニーズと財源及び財政の必要条件の均衡を保ちつつ、成功裏に運用できる。

20. 社会的保護及び財政並びに経済政策との間で、持続可能な成長とより高いレベルのディーセントな雇用が、プラスのシナジー効果を生むことが不可欠である。今後発生が予想されるスキル不足に取り組み、生産性を高め、性別・年齢・国籍・人種に見る労働力の多様性の利点を生かし、男女が仕事と家庭責任のよりよいバランスを図り、持続可能な財源を確保するために、生産的雇用を促進できる統合された国家政策が必要である。政策オプションのいくつかは社会保障政策分野によるものだが、他の政策オプションはそれ以外の分野にある。政策の選択肢に含まれるのは:

- (a) マクロ経済と雇用をディーセント・ワークを 優先した社会政策に統合する;
- (b) 社会保障積立金を慎重に投資する;
- (c) 実効性ある社会保障制度を促進する良質な公 共サービスを構築する;

- (d) 社会対話, 団体交渉と結社の自由の権利を効果的に承認する;
- (e) 雇用の拡大とディーセント・ワークを反映させた持続可能な企業に対し、環境の整備と強化を行う;
- (f) 教育, 職業訓練, 生涯学習に投資する;
- (g) 労働力移動に関し、良好なガバナンスを促進する:
- (h) 男女に対し、仕事と家庭責任の両立を促進し、子供、高齢者、HIV/エイズと共に生きる人々及び障害者を含め、ケアのニーズに取り組むための総合的な社会サービスの利用へのアクセスを確保する。これには、適切な産前産後のケア、所得保障、妊娠最終数週間及び出産後の数週間の妊婦への支援策など、母性保護を含むものとする:
- (i) 非典型雇用就業者を含むすべての労働者が, 社会保障の恩恵を受けられるような政策を策定 する:
- (j) より良い就業機会の創出,労働市場での男女 区分の縮小,賃金の男女格差の撤廃,男女間で 均等な職業上の開発機会を提供しながら,一層 の均衡待遇を行うことによって,女性の労働力 率の向上を促進する;
- (k) 学校教育から就業への, 効果的な移行を促進する:
- (1) 労働市場への参加を促進させるために、就業能力の低い労働者に対し、適切な場所での個人的支援及び訓練を含め、リハビリテーションを向上させる;
- (m) フォーマルな労働市場における,真の参加を促進する支援及びインセンティブに加え,社会保障の所得代替機能と積極的労働市場政策とを結合させる。
- 21. 社会保障制度が人口の変遷に適合するためには、高齢女性と高齢男性の労働力率を確保することが、しばしば不可欠なことである。完全雇用を促進する政策のほかに、高齢者の雇用促進策には以下の事項が含まれる:
 - (a) 高齢者, 健康に問題を抱える労働者, 障害者 の生産的雇用を可能とするような, 技術, 職業

安全及び健康策に投資する;

- (b) 革新的な就業取り決めを通じた企業の再構築 に取り組むために、年齢差別を撤廃し、労働者 と使用者へのインセンティブを提供すること で、高齢労働者の労働力率を高める;
- (c) 人々が労働市場から引退する年齢については、 社会対話と三者構成主義を含め、労働条件、勤 続年数、そして、引退はライフサイクルの正当 なる一部であるとの認識を考慮しつつ、ワーキ ングライフの期間と需要と引退との持続可能な 関係を配慮した透明性あるプロセスを通じて、 社会的に受容できるルールを導入する。

社会保障のガバナンス

- 22. 社会保障制度は、合意目標に達した場合の効果、資源を利用する際の効率性、制度の運営側と制度の受益者の信頼を得るための透明性を確保するために、良好に運営され執行されることが必要である。すべてのステークホールダーの積極的な関与、特に実効性ある社会対話メカニズム及び三者の監視を通じた労働者と使用者の関与は、社会保障制度の良好なガバナンスを確保するための、重要な手段の一つである。
- 23. 効果的かつ効率的な社会保障制度の全体的責任は、国家にある。特に政治的なコミットメントの確立と適切な政策及び十分な給付水準、良好なガバナンスと運用を保障する法的・規制的枠組み及び監視体制の設定、そして受給者と他の参加者が獲得した権利の保護が尊重されなければならない。
- 24. 団体交渉と結社の自由は、職業上及びその他の補完的スキームを含め、社会保障規定に関する労使交渉を支援する上で、重要な役割を持つ。合意事項は、国家の規制枠組みとして捉えられるべきである。
- 25. 社会対話は、優先的な政策目標;つまり給付設計、資格と給付の付与方式;世代間と社会保障費拠出者と納税者間の財政負担の配分;社会の期待と財政的束縛との間に公平な均衡を見出す必要性;を特定し定義する上で、不可欠である。
- 26. 社会対話は、財政的持続可能性と社会的適正、スキームの運用と執行の効果と効率を永続的にモニ

タリングするために貢献する、1つの重要な方策である。また、社会対話は、加入者の拠出金がそれを義務づけられているすべての人々によって支払われ、受給資格のあるすべての人々に配分されるために、既存の社会保障法令を実施する際に重要となる。これには、法の執行を促進・確保し、拠出金逃れ、不正、汚職を防止するために、十分な財源のもとに良く訓練された公的監督サービスが行われることが必要である。しかし、これには使用者、労働者及び他のステークホールダーによる積極的なモニタリング評価が必要である。

27. すべての労働者と使用者は、良好な社会保障のガバナンスを確保する際に積極的な役割を果たすために、既存の社会保障規定と台頭する課題を知り、理解する必要がある。加盟国は、国の教育制度の異なるレベルごとに教育及び訓練カリキュラムの中で、基本知識を含め、社会保障を考慮しなければならない。使用者団体及び労働者団体は、社会保障政策についての社会対話及び社会保障スキームのモニタリングと監督に積極的に参加することに加え、メンバーたちと社会保障の知識を分かちあえるだけの十分な能力を形成しなければならない。

LO基準が果たす役割

28. 最新のILOの社会保障基準(1),特に第102号条約は、国家の社会保障制度に関して、国際的に承認された一連のユニークな最低基準を提供している。それらの基準は、国の社会保障制度の設計、財務、ガバナンス、モニタリングを先導する原則を定めている。第102号条約は、国家レベルで包括的社会保障の適用を漸進的に発展させる上でのベンチマーク(水準基標)であり、参考であり続けている。現在成功し革新的な社会保障拡大政策を実施している加盟国の中には、最近第102号条約を批准した国もあり、批准の意向を示唆している国もある。

29. 第102号条約及びその他の社会保障条約の批准が増え効果的に実施されることは、加盟国に対するILOの重要な優先順位である。そのため、ILOの社会保障基準の意識を高め理解を深め、批准を未だに妨げている適用上の隔たりを特定し、これらの隔たりを是正する可能性のある政策を設計することが不可欠である。特に、これらの文書の実施に関する必要条件についての情報を普及させること、労使の能力強化と訓練に特別の努力を注入すること、そして基準の実施において社会対話の役割を強化することを、含めなければならない。

30. 基準適用委員会が、社会保障について2011年の一般概要の討議結果の中で記しているように、第102号条約の特定の規定の言葉づかいは、時としてジェンダーに差別的であると解釈されている。そのため、文書自体を訂正したり又は規定にある保護レベルや適用範囲を制限することなく、ジェンダーに対応した方法で解釈を可能とする現実的な解決が必要である。これは、多くの加盟国の批准を促進することになるかもしれない。

31.「社会的保護の床」の構築を通じて、少なくとも基本レベルの社会保障の規定に更なる支持を集めるためには、国情及び国の発展レベルに合わせた包括的な社会保障制度内で、加盟国に柔軟であるが意義あるガイダンスを提供している既存の基準を補完する「勧告」が必要である。そのような「勧告」は、促進力があり、ジェンダーに対応したものでなければならず、異なる方法及び国別のニーズ、資源及び漸進的な実施に向けた時間枠に応じて、全加盟国が柔軟に実施できるものでなければならない。「社会的保護の床」に関する今後の「勧告」の要素は、この結論に続く附属書にその概要が述べられている。

政府と労使の役割

32. 各国政府は、すべての人が社会保障に効果的

 ⁽¹⁾ ILO理事会によって最新とされるILO社会保障基準は:社会保障(最低基準)条約(第102号,1952年);均等待遇(社会保障)条約(第118号,1962年);業務災害給付条約(第121号,1964年 付表 I 1980年改正);障害・老齢・遺族給付条約(第128号,1967年);医療・疾病給付条約(第130号,1969年);社会保障の権利維持条約(第157号,1982年);雇用促進及び失業保護条約(第168号,1988年);母性保護条約(第183号,2000年)。

にアクセスできることを確保する上で,主要な責任を負う。効果的な社会対話のプロセスは,社会保障 政策の策定,実施,及びモニタリングに貢献し,国 家の社会保障制度の良きガバナンスを確保する点 で,主要な役割を果たしている。

- 33. 加盟国政府は、以下の事項を考慮し、かつ (又は) 理解すべきである。
 - (a) 社会保障データシステムに含まれる個人情報 を確保し保護するための法的枠組みを含め、適 切な政策、法的及び制度的枠組み、効果的ガバ ナンス並びに運営メカニズムを提供することに よって、社会保障への責任を十分に果たす;
 - (b) 雇用のフォーマル経済化を漸進的に推進し、 生産的雇用への支援を提供することを特に尊重 しつつ、社会保障政策とディーセント・ワーク 枠組み内における雇用、マクロ経済及び他の社 会政策との整合性の保持に努める;
 - (c) 国の「社会的保護の床」を発展させ、包括的な社会保障制度を構築するために、許容しうる社会保障のレベルの格差を特定し、一定期間を設けこれらの格差を調整し計画性をもった方法で是正することを目指す社会対話に基づく協議プロセスを通じて、国の二次元社会保障拡大戦略を発展させる;
 - (d) 社会保障政策が、雇用とケア責任に関して男女の変化する役割を考慮し、ジェンダー平等を促進し、母性保護を提供し、女性に対して公平な結果を確保する施策を通じて、女性のエンパワーメントを支援する社会保障政策を確保する;
 - (e) 社会政策が、ライフサイクルのすべての段階でのニーズ、都市と農村双方におけるすべての女性、男性、子供のニーズ、及び先住民、少数者、移民労働者、障害者、HIV/エイズと共に生きる人々、孤児、脆弱な子どもたちを含む脆弱な集団の特別なニーズに取り組むことを確保する:
 - (f) 社会保障,労働安全衛生法令に関する法令順 守を改善し,安全衛生文化の促進を通じて,労 働安全衛生の予防的措置を強化するために,労 働及び社会保障監督制度を強化する;
 - (g) 取り決めで適用を受ける移民労働者が、社会

- 保障資格の保持及び又はポータビリティへのアクセスと同様に、社会保障に関する処遇の平等性を提供するために、二国間、地域間又は多国間取り決めを締結する;
- (h) 適切な労使との協議,又は労使による協議で開発された適切な政策及び異なる財政メカニズムを通じて,社会保障制度の金融的,財政的,経済的持続可能性を確保する;
- (i) 労使が参加して,長期的な公的及び民間の社会保障スキームにおける,経済的及び社会的適正の均衡を図る;
- (j) 最も適切な国家の社会保障政策及び漸進的実施に向けた時間枠を定義するために, 労使が関与し, 効果的な社会対話を促進する;
- (k) 第102号条約の規定及び他の最新のILO社会 保障条約を完全に実行し、これらの条約の批准 に向けた施策を講ずる;
- (I) 加盟国間及びILOとの間で社会保障政策と慣習に関する情報,経験及び知見の交換に貢献する
- 34. 使用者団体及び労働者団体は,以下の事項を 考慮し理解すべきである。
 - (a) 加盟国及び広く公共間で、ILOの社会保障基準を含め、社会保障に対する意識の向上及び公的な支援体制を構築する;
 - (b) 労働者と企業の進展するニーズ及び能力に対応するため、国家社会保障戦略及び政策の設計、実施、モニタリングを目的とする社会対話のプロセスに積極的に参加する;
 - (c) 経済的ショックや構造変革,団体交渉などを 含め、持続可能性に対応できる革新的な解決策 の開発に貢献する;
 - (d) 国家の「社会的保護の床」の構築を目指す政 策対話に参加する;
 - (e) 労使が共同で、フォーマル雇用及びフォーマルな企業への移行を支援する取組み策を開発する。
 - (f) 総合的な国家社会保障制度の,効果的,効率 的及び持続可能な運営に対する良好な運用実績 と説明責任の基準を開発することを支援する;
 - (g) 保護されている人々,納税者,社会保障費拠

出者の実効性ある申し立てを確保するために, 社会保障機関のガバナンスに積極的に参加する;

- (h) 拠出金の収集及び給付の準備を確保し、社会 保障機関との連携において、労使を支援する;
- (i) 第102号条約の批准及び効果的実施を促進するにあたり、政府とILOとが協力する。

LOの役割とフォローアップ

35. ILO総会は、国際労働事務所に対し、「社会保障をすべての人に:世界キャンペーン」において、以下の事項を要請する:

- (a) ディーセント・ワーク国別計画及び適切な技術的諮問サービスを通じて、社会保障の適用を拡大するための国家の二次元的戦略の設計と実施の支援にあたり、包括的な国家の社会・経済政策の枠組みにおける国家の「社会的保護の床」を含め、加盟国を支援する;
- (b) 社会保障スキームのガバナンス,運用,効果 的な給付体制の設計を改善すること,さらに社 会保障政策の影響,実行可能性と持続可能性を 定期的に評価するにあたり,加盟国を支援す る;
- (c) 変動する人口動態,労働力移動及びそれらの 適切な機能の確保を含む課題に対応できる社会 保障制度を設計し,実施し,モニターするにあ たり,加盟国の能力強化を推進する;
- (d) 移民労働者及びその家族に対する社会保障を 提供するために、二国間及び多国間合意の構築 を支援する;
- (e) 国際レベル,国レベル双方で、「社会的保護の床」を推進するために、政労使及び他の国際機関と協力して、ILOの指導的役割を強化する:
- (f) 質の良い雇用及び持続可能で効果的な社会保 障制度の構築に資する,マクロ経済の枠組みと 活性化策を含む政策の開発を支援する;
- (g) 加盟国が、使用者団体及び労働者団体と協議 し、インフォーマル経済からフォーマル経済へ の漸進的移行の促進を目的とした国家政策を立 案し実施することを支援する;

- (h) 国と国際レベルにおいて、すべての人に包括 的で持続可能な社会保障の設計、ガバナンス、 実施において、労使対話と労使の役割を増進さ せる:
- (i) ILOの社会保障基準に関する能力強化と労使 の訓練に特別な努力を注入し、基準を実施する 面において、社会対話の役割を強化する;
- (j) 適切な訓練計画,技術支援その他の手法の更なる開発を通じて,国レベルで政策対話及び社会保障ガバナンスに関与できるよう,労使の能力を強化する;
- (k) ILOの社会保障基準とその実施,批准への障害を克服する政策設計,社会保障に関する最新のILO条約,特に第102号条約の促進をめざす革新的取組みに対する意識を高め,理解を深めるにあたり、政労使への支援を拡大する;
- (1) 一般的及び財政面での社会保障運営,給付設計と良好なガバナンスを含め、国の社会保護規定を評価し促進するために、ILO政労使と協力し、加盟国に実際的ガイダンスとベンチマークを提供する社会保障の好事例ガイドを開発する;
- (m) 国際労働事務所の調査能力,特に政府及び 労使が情報に基づく決定を下せることを手助け することを目的に,国の社会保障政策や慣行を 分析し,実績を評価するツールを開発し,信頼 できる統計を算出し,その品質と可視化を確保 できる能力を強化する;
- (n) 経験と好事例の交換,知識の移転,さらに相 互合意によって,加盟国間で経験と専門知識に 関する南南交流及び三者間の交流促進を含め, 技術の移転交流を促進する;
- (o) 国際間で政策の整合性, 効果, 効率を高めることによって, 社会的保護に関するILOのマンデートの実施を促進する。それには計画と活動を調整すること, 国連システムやIMF, 世銀, 地域開発銀行, OECD (経済協力開発機構), 欧州委員会及び他の地域団体, ISSA (国際社会保障協会)並びに市民社会組織との連携協力を深化させることが含まれる。この連携協力は, 国が主導する取組みを通じて, 国レベルで行わ

れることが重要である。

- (p) ILOの技術的運営を支援するための情報共有 と専門知識の動員については、ISSA及びその他 の国内と国際的社会保障団体、加盟団体との協 力関係を強化する;
- (q) ジェンダー平等を促進するために、上記のすべての活動において先取的にそして継続的にジェンダーの主流化を推し進める。
- 36. 総会は、事務局長に対し、これらの結論を今後の計画及び予算提案書の準備及びRBSA(Regular Budget Supplementary Accounts:通常予算補足勘定)を含む特別予算財源の拡大を推進する際に、考慮に入れるよう要請する。
- 37. 総会は、理事会に対し、2012年の第101回総会議題の31項に記載されている勧告の可能性について、討議するよう要請する。
- 38. 総会は、理事会に対し、ジェンダー平等及び ILOの法的文書における言語の使用に鑑みて、ILO の社会保障基準及びその後のセッションで総会に提出される報告書において、ジェンダーに配慮した言語の問題を考慮するよう要請する。
- 39. 総会は、事務局長に対し、これら結論の及び 基準適用委員会の討議結果の勧告を実施するための 行動計画を準備するよう要請し、さらに理事会に対 し、2011年11月の第312回理事会でその計画を考 慮するよう要請する。

附属書

社会的保護の床に関する、予想される勧告の要素 1. 一般的意味合い

A1. 社会の一員としていかなる人も,世界人権 宣言第22項に述べられているように,社会保障 の権利を有する。社会保障は,社会的及び経済的 に必要であり,社会と経済の発展の必要条件であ り,すべての女性と男性に対するディーセント・ ワークの一要素である。社会保障は,ミレニアム 開発目標とターゲットの達成に大きく貢献できる ものである。

2. 目的

A2. 勧告は、より広い人口集団への社会保障の 適用拡大に焦点をあてており(適用の水平的拡 大), 国家の「社会的保護の床」の実施を支援するものである。漸進的により高次レベルの保護を確保することに関しては(適用の垂直的拡大), 勧告は加盟国に対しILO条約の批准を奨励し, 批准済みの国に対しては, 社会保障(最低基準)条約(第102号条約, 1952年)と他の最新のILO社会保障条約の効果的な実施を確保することを奨励する。

A3. 勧告の目的は、加盟国に対し、より広範な国の社会、経済、雇用政策戦略と共存でき、かつ支援する社会保障拡大戦略を発展させるためにガイダンスを提供し、特に貧困削減及びインフォーマル雇用のフォーマル化に貢献することを目指す。

3. 実施への原則

A4. 社会保障の拡大は、国家主導で行われ、国 民のニーズ、優先課題及び資源に対応すべきであ る。この責務において加盟国を支援するために、 勧告は、当委員会の結論に沿った国家社会保障拡 大戦略の設計及び実施のための多くの原則を特記 する。

4. 文書の範囲

A5. 勧告は、加盟国に対し、効果的な国内の社会対話プロセスを通じて、インフォーマル経済に就労する労働者に正当な配慮をしつつ、一定期間にわたり、調整され計画性をもった方法をもって、国が追求する保護レベルの達成において格差を特定し、それらの格差の解消を図り、包括的な社会保障制度の構築を目指す社会保障戦略を設計することを、奨励する。

A6. 社会保障拡大戦略の水平的局面は、4つの基本的社会保障の保証、すなわち、子供時代、働き盛り、高齢時には国が定義した最低レベルの所得保障と必要最低限の手ごろな金額によるヘルスケアへのアクセスの保証という、国家の「社会的保護の床」の実施を優先させるべきである。これらの保証は、社会のすべてのメンバーが必要時に、社会保障の需給資格が与えられるべきとする保護の最低レベルを設定している。達成されるべき結果に焦点を当てているため、これらの保障は、給付、財源メカニズム又は給付組織に特定の形式を

規定するものではない。

A7. 勧告は、加盟国に対し、拠出スキームを通 じた給付能力の付与により、適用人口のギャッ プを縮小することを奨励する。勧告は、加盟国 に対し、国の社会経済発展プロセスの中で、で きる限り早急に最新のILOの社会保障条約を批准 し、その効果的な実施を確保してゆくことを奨 励する。

A8. 勧告は、加盟国に対し、社会保障の拡大及

び国の基本的社会保障の保証の達成状況をモニ ターする適切なメカニズムを構築することを奨 励する。また、勧告は、加盟国に対し、効果的 な国の社会対話に基づき、第102号条約及び他 の最新条約の基準に沿った社会保障の適用を更 に拡大し、国の社会的ニーズ、経済的及び財政 能力に即した包括的な社会保障制度を構築する ためのメカニズムを確立することを要請する。

法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ● 何TEL 075 (791) 7131 FAX 075 (721) 8400 ●価格は定価(税込)

http://www.hou-bun.com/

貝澤耕一・丸山 博・松名 隆・奥野恒久 編著

地方自治体における市民参加のための組織化論を提示する。 ●先住民族と築く新たな社会

田尾雅夫

著

●2835円

アイヌ民族復権への根源的な課題を学際的かつ実践的に考察。 経済論 郭 洋春 著 ●2310円 02415円

本書の構成●

ーセクション:視点としての社会政策 という4分野にわけて解説する。 政策プログラム)について、雇用保障、 社会政策の説明と理解にかかわる基本事項を示す。 所得保障、 健康保障、自立保障 具体的な制度(社会

ニセクション:空間のなかの社会政策 や「関係」の今日的な広がりを包括的に捉えるため、社会政策をとりま コミュニティ、グローバル社会、国際的な組織・機関・運動といった「場

第三セクション:思想のなかの社会政策 義) と「現代的視座」(フェミニズム、アンチ・レイシズム、エコロジズ ロギーを、「古典的視座」(自由主義、保守主義、社会民主主義、社会主 社会政策をめぐる政治的・学術的議論の背後にひかえる思想的・イデオ く環境を「空間」として問題化する。

ム) に分類し理解を共有する。

大原社会問題研究所雑誌 No.643/2012.5

現代の社会政策を

批

判的」に考えるための視座を説き、考える力を養成する。

• 貧困研究の第一人者ルース・リスター氏による序文を掲載。

社会福祉士養成科目「現代社会と福祉」に対応。

社会政策をめぐる基本的な知識を整理し、

洋一・堅田香緒里・金子 充・西村貴直・畑本裕介 著

現代社会と福祉を考える

● 45判/60頁/2940円

激変するアジアの実像に経済、

政治、

社会、

文化の領域から迫る。